

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 農業振興課
委託業務番号	令和5年度 農振委第3号
委託業務名称	長浜市集落営農活動支援事業事務作業業務委託
委託業務場所	長浜市農業再生協議会事務局(長浜市役所内)
業務の概要	<p>長浜市集落営農活動支援事業事務作業業務を、農業の知識が豊富で補助事業に精通している長浜市農業再生協議会に委託することで円滑な業務の実施を図る。</p> <p>業務内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長浜市集落営農活動支援事業補助金の要件確認書類提出依頼・確認 ・長浜市集落営農活動支援事業補助金の交付手続き書類提出依頼・確認 ・長浜市集落営農活動支援事業補助金支払いに関する業務 ・その他集落営農活動支援事業に係る業務
履行期間	令和5年4月10日から令和6年1月31日まで
契約年月日	令和5年4月10日
契約額(税込)	704,880円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市八幡東町632番地</p> <p>[商号又は名称] 長浜市農業再生協議会</p>
契約相手方の選定理由	委託する業務内容に必要な市内全域の集落営農活動・圃場の作付け状況を把握していて、農業の専門知識を有し、長浜市役所内に事務局があることから委託者と連携が密に図れるため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>